

東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務における 民間競争入札実施要項(案)に対する意見書

No.	頁	項目	実施要項(案)等の該当部分	実施要項(案)等に対する意見	意見に対する考え方	実施要項(案)の修正
1	別添1 従来の実施方法 P-5	2. エネルギー管理業務	(前略)以下のいずれかの技術資格資格を有し、エネルギー診断業務に従事した実績のある者が行うものとする。	<p>①施工管理技士の資格が記載されていますが、これらの資格でエネルギー診断が可能なのか疑問を感じます。</p> <p>エネルギー管理士のみでよろしいのではないかでしょうか。</p> <p>②エネルギー管理士の資格は、現在「熱」と「電気」が統合されています。</p> <p>(熱、電気)は削除すべきと考えます。</p> <p>③)エネルギー診断業務に従事した実績を証明する書類添付が義務づけられていません。添付を求めるべきと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>エネルギー管理業務にかかる、資格要件につきましては、ご意見のとおり「エネルギー管理士」に限定いたします。</p> <p>また、エネルギー管理士の資格として、「熱」と「電気」の記載につきましては、ご意見のとおり、削除いたします。</p> <p>エネルギー診断業務に従事した実績につきましては、実績を証明する書類の提出を義務付けいたします。</p>	<p>別添1「従来の実施方法」P5「2.エネルギー管理業務」について、「~略の「省エネルギー診断」を行うことできる以下のいずれか技術資格を有しエネルギー診断業務に従事した実績のある者が行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士 ・一級建築施工管理技士 ・一級電気工事施工管理技士 ・一級管工事施工管理技士 ・技術士(建築、電気・電子、機械、衛生工学、環境) ・エネルギー管理士(熱、電気) ・建築設備士 <p>を。以下のとおりに変更する。</p> <p>「省エネルギー診断」を行うことできるエネルギー管理士により実施すること。なお、エネルギー診断業務に従事した実績のある者が行うものとし、従事した実績がわかる証明書を東京税関に提出すること。」</p>